



琉球大学
UNIVERSITY OF THE RYUKYUS

外国人留学生のための ガイドブック

2024-2025

まえがき

このガイドブックは、琉球大学に入学した外国人留学生が安心して留学生生活をスタートできるよう、勉強や日常生活に関する基本情報をまとめています。新しい環境に早く慣れ、充実した留学生生活を送るために、このガイドブックをぜひ活用してください。

また、ガイドブックの内容について不明な点や質問がある場合は、お気軽に学生部国際教育課までお問い合わせください。

【ガイドブックに関する問合せ先】

学生部国際教育課 留学生係

開室時間：平日 8：30～12：00、13：00～17：15

(土曜・日曜・祝日及び大学が定める休日はお休みです。)

電話番号：098-895-8103

場所：共通教育棟 1号館 1階

Email：koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp

Website：https://ges.skr.u-ryukyu.ac.jp/

目次

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 渡日後の主な手続き | 5 |
| 2. 沖縄県と琉球大学の紹介 | 6 |
| 2-1 琉球大学の概要 | 6 |
| 2-2 沖縄県について | 6 |
| 3. 大学生活 | 7 |
| 3-1 年間スケジュール | 7 |
| (1) 2024 年度 前学期 4月1日～9月30日 | 7 |
| (2) 2024 年度 後学期 10月1日～3月31日 | 7 |
| 3-2 指導教員 | 8 |
| 3-3 チューター | 8 |
| 3-4 大学からの通知・連絡 | 8 |
| 3-5 課外活動 | 8 |
| (1) クラブ・サークル活動 | 8 |
| (2) 体育施設や運動用具の使用 | 8 |
| 3-6 構内の交通ルール | 9 |
| (1) 入構車両について | 9 |
| (2) 入構許可証の取得および表示方法 | 9 |
| (3) 遵守事項 | 9 |
| (4) 駐車違反者に対する取り扱い | 9 |
| (5) 帰国時の車両の適切な取り扱い | 9 |
| 4. 学内施設 | 10 |
| 4-1 国際教育課 | 10 |
| (1) 主な取扱業務 | 10 |
| (2) 国際教育課に提出する各種届出および証明書発行依頼 | 10 |
| ① 一時出国届出書 | 10 |
| ② 旅行等届出書 | 10 |
| ③ 資格外活動同意書 | 10 |
| ④ 国際教育課に提出する各種届出および証明書発行依頼 | 10 |
| (3) 留学生の就職相談 | 10 |
| 4-2 国際教育センター（留学生ユニット） | 11 |
| (1) 日本語・日本文化歴史・沖縄文化歴史関連の授業 | 11 |
| (2) グローカルリーダー育成の授業 | 11 |
| (3) 日本語教育に関する授業 | 11 |
| (4) 大学院生・研究生の日本語クラス受講について | 12 |
| (5) 留学生に対する修学上及び生活上の指導助言 | 12 |
| 4-3 図書館 | 13 |
| (1) 開館時間および休館日 | 13 |
| (2) 貸出および返却 | 13 |
| (3) ラーニング・サポートデスク | 13 |
| 4-4 留学生相談室 | 14 |
| (1) 留学生アドバイザー | 14 |
| (2) 異文化カウンセリング（メンタルヘルス） | 14 |
| (3) ハラスメント | 14 |
| 4-5 琉球大学生生活協 | 15 |

| | |
|---|-----------|
| 5. 授業料 | 16 |
| 5-1 授業料等および納入方法..... | 16 |
| 5-2 授業料免除..... | 16 |
| 6. 私費外国人留学生のための奨学金 | 17 |
| 6-1 琉球大学 QUEST 基金 国際交流支援事業 私費外国人留学生奨学金..... | 17 |
| 6-2 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）..... | 17 |
| 6-3 民間団体等からの奨学金..... | 17 |
| 7. 学生証・諸証明書 | 20 |
| 7-1 学生証について..... | 20 |
| (1) スマホ学生証（デジタル学生証）について..... | 20 |
| (2) 学生証を破損・紛失した場合..... | 20 |
| 7-2 証明書の発行について..... | 20 |
| (1) 在学証明書・成績証明書..... | 20 |
| (2) 奨学金受給証明書..... | 20 |
| 7-3 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)について..... | 21 |
| 8. 宿舎 | 22 |
| 8-1 学生寮（千原寮）..... | 22 |
| 8-2 琉球大学国際交流会館..... | 22 |
| 8-3 民間アパート..... | 23 |
| 8-4 留学生住宅総合補償..... | 24 |
| 9. 在留手続き | 25 |
| 9-1 在留カードの交付..... | 25 |
| 9-2 住民登録に関する手続..... | 26 |
| 9-3 マイナンバーカードの交付..... | 26 |
| 9-4 アルバイトをするためには..... | 27 |
| 9-5 引っ越しをしたら..... | 28 |
| 9-6 日本から一時出国する際の手続き..... | 29 |
| (1) 一時的な帰国や第三国訪問の届出..... | 29 |
| (2) 海外渡航時の安全確認..... | 29 |
| 9-7 在留期間の満了が近づいたら..... | 30 |
| 9-8 家族を本国から呼び寄せる..... | 31 |
| (1) 在留資格認定証明書の交付申請..... | 31 |
| (2) 家族を呼び寄せる前に確認すること..... | 31 |
| 9-9 進学などで、日本の所属先が変更になったら..... | 32 |
| 9-10 日本での就職が決まったときには..... | 32 |
| 9-11 卒業後も継続して日本で就職活動を行うときは..... | 32 |
| 10. 健康 | 33 |
| 10-1 保健管理センター..... | 33 |
| (1) 健康診断..... | 33 |
| (2) カウンセリング・ルーム..... | 33 |
| 10-2 病院..... | 34 |
| (1) 病院とクリニックの違い..... | 34 |
| ① クリニック..... | 34 |
| ② 病院..... | 34 |
| (2) 国民健康保険の利用方法..... | 34 |

| | |
|--|-----------|
| (3) いざという時のための準備 | 34 |
| (4) 外国語対応の医療機関と医療通訳 | 35 |
| ① AMDA 国際医療情報センター | 35 |
| ② 沖縄県外国語対応医療機関検索・医療通訳 | 35 |
| 10-3 国民健康保険 | 36 |
| (1) 国保への加入義務 | 36 |
| (2) 前年の所得申告の重要性 | 37 |
| 10-4 国民年金 | 37 |
| 10-5 不慮の事故によるケガに備える保険 | 38 |
| 11. 日常生活 | 39 |
| 1 1-1 銀行 | 39 |
| 1 1-2 ゆうちょ銀行 | 40 |
| (1) スマホアプリ「ゆうちょダイレクト+ (プラス)」を使った口座開設 | 40 |
| (2) 窓口での口座開設 | 40 |
| 1 1-3 郵便局 | 40 |
| 11-4 宅配便 | 41 |
| 11-5 携帯・SIMカード | 42 |
| (1) 携帯電話 | 42 |
| (2) SIM カードおよびモバイル通信サービス | 42 |
| (3) 多言語サポートがある携帯サービス会社 | 42 |
| 1 1-6 交通機関 | 43 |
| (1) モノレール (ゆいレール) | 43 |
| (2) 路線バス | 43 |
| (3) タクシー | 43 |
| 1 1-7 車両の運転 | 43 |
| (1) 運転免許 | 43 |
| (2) 外国免許から日本免許への切替え | 43 |
| (3) 自動車保険 | 44 |
| ① 自賠責保険 (強制保険) : | 44 |
| ② 任意保険 : | 44 |
| (4) 車庫証明と入構許可証 | 44 |
| ① 車庫証明 : | 44 |
| ② 入構許可証 : | 44 |
| (5) 交通規則と安全運転 | 44 |
| (6) 帰国時の車両処分について | 44 |
| 1 1-8 ごみの処分について | 45 |
| (1) ごみの分類例 | 45 |
| (2) 粗大ごみ | 45 |
| (3) 不法投棄の禁止 | 45 |
| (4) レジ袋有料化 | 45 |
| 12. 卒業時・離日時に必要な手続き | 46 |

1. 渡日後の主な手続き

日本での留学生生活を開始するために、行わなければならない大切な手続きはたくさんありますので、忘れずに行ってください。

| - | 手続き内容 | 詳細 |
|---|--|---|
| □ | 在留カード | 入国時に在留カードが交付されましたか？ (参考：25 ページ) |
| □ | 住民登録 | 役場で住民登録の手続きをしましたか？ (参考：26 ページ) |
| □ | 国民健康保険 | 住民登録を行った後、国民健康保険の加入手続きをしましたか？ (参考：36 ページ) |
| □ | ゆうちょ銀行 の口座開設 (必要な場合) | 口座開設は、ゆうちょ銀行のアプリを利用してください。 なお、各学期の開始月（4月・10月）に窓口での口座開設を希望する場合、 事前予約が必要です 。（参考：40 ページ） |
| □ | 学生教育研究災害傷害保険 (JEES 学研災) | 本学では、万が一の場合に備え、学研災への加入を推奨しています。 保険料は、指定の払込取扱票でゆうちょ銀行にてお振込みください。（参考：38 ページ） |
| □ | 健康診断 (保健管理センター) | 健康診断は、4月と11月の年2回実施します。年に1回の受診が義務付けられています。（参考：33 ページ） |
| □ | 学生寮への入居申込 (学寮入寮者のみ) | 学生寮の申請書を国際教育課に提出しましたか？ (参考：22 ページ) |
| □ | 居室のガス開栓手続 (沖縄ガス) | 千原寮の紫陽花棟 B、北辰棟 B、新混住棟、新棟への入居が決定した学生は、ガス会社との個人契約が必要です。沖縄ガス（ガスご利用の申込み・手続き） |

2. 沖縄県と琉球大学の紹介

2-1 琉球大学の概要

琉球大学は、日本最南端の沖縄県に位置し、7学部8研究科を擁する県内唯一の総合大学です。沖縄県は亜熱帯に位置する島嶼県で、独自の生態系と豊かな伝統文化が息づいています。14~16世紀の大交易時代には、多くの国々と盛んに交流し、多文化共生社会を築いてきました。

沖縄のこれらの特色を継承・発展させるために、本学では、島嶼・海洋環境科学、健康長寿科学、琉球・沖縄文化研究など、地域特性を活かした研究を推進しています。また、深い学識と豊かな人間性を備え、地域社会および国際社会で貢献できる人材の育成にも力を入れています。さらに、本学は地域特性と国際性を併せ持つ大学を目指しており、2024年2月6日現在、アジア・太平洋地域を中心に43カ国・地域の137大学・機関と国際交流協定を締結しており、多くの留学生がキャンパスで学んでいます。

2-2 沖縄県について

地理

沖縄県は、本島をはじめとする大小160以上の島々（それぞれ0.01平方km以上）から成り、総面積は約2,265平方kmに及びます。人口は約145万人。県庁所在地である那覇市は、商業と文化の活気あふれる中心地であり、日本本土や海外を結ぶ玄関口としての役割を果たしています。

気候

日本最南端に位置する沖縄は、亜熱帯気候に属し、年間平均気温は23℃と温暖です。冬でも雪が降ることはなく、気温が10℃を下回るとはほとんどありません。年間降水量は約2,000mm、平均湿度は74%と高く、雨が多い地域です。夏には台風が頻繁に訪れます。沖縄の豊かな自然は黒潮と呼ばれる暖流のおかげで守られており、美しいサンゴ礁に囲まれた島々は、本土や海外から多くの観光客を惹きつけています。

文化

沖縄の文化は、祭りや踊り、音楽、美術工芸など多岐にわたり、独特の伝統を今なお色濃く継承しています。代表的な行事として、エイサー（精霊祭）、ハーリー（爬竜船競漕）、大綱挽などがあります。また、沖縄では先祖崇拝が非常に重視されており、人々の生活や価値観に大きな影響を与えています。

料理

沖縄料理は日本料理とは一味違い、豚肉を多用した肉料理が特徴的です。豚肉やその骨をだしに使ったスープも一般的で、料理全体に深い旨味を与えています。ただし、肉を食べない方は、外食時に注意が必要です。

3. 大学生生活

3-1 年間スケジュール

琉球大学の1年間は2つの学期から成り立っています。前学期は4月1日から9月30日までで、後学期は10月1日から3月31日までです。前学期、後学期ともに授業は15週おこなわれ、その後は、補講期間と試験期間があります。

[琉球大学ウェブサイト（学年暦）](#)

(1) 2024年度 前学期 4月1日～9月30日

| | |
|----------|-------------------|
| 前学期開始 | 4月1日（月） |
| 入学式 | 4月4日（木） |
| 定期健診 | 4月5日（金）～4月18日（木） |
| 開学記念日 | 5月22日（水） |
| 体育祭 | 5月25日（土） |
| 前学期試験期間 | 7月31日（水）～8月6日（火） |
| 夏季休業 | 8月9日（金）～9月30日（月） |
| 学園祭（琉大祭） | 9月21日（土）～9月22日（日） |
| 前学期終了 | 9月30日（月） |

(2) 2024年度 後学期 10月1日～3月31日

| | |
|-------------|-------------------|
| 後学期開始 | 10月1日（火） |
| 冬季休業 | 12月24日（火）～1月5日（日） |
| 大学入学共通テスト準備 | 1月17日（金）※休講 |
| 大学入学共通テスト | 1月18日（土）～1月19日（日） |
| 後学期試験期間 | 2月3日（月）～7日（金） |
| 春季休業 | 2月13日（木）～3月31日（月） |
| 卒業式 | 3月25日（火） |
| 後学期終了 | 3月31日（月） |

3-2 指導教員

本学に入學する学生には、指導教員が指定されます。入学後は指導教員の指導のもとに勉学を続けていくこととなります。

3-3 チューター

琉球大学に「留学」の在留資格で在籍する留学生に対し、日本人学生チューターが指導教員の監督のもと、個別の助言や支援を提供します。この支援は学業面および日常生活の両方を対象としています。ただし、チューターによる支援は基本的に学内での活動に限られ、車での送迎などはその範囲に含まれません。

| 留学生の在籍区分 | 指導期間 |
|---|------------|
| 学部学生 | 入学後最初の2年間 |
| 大学院学生 | 入学後最初の1年間 |
| 日本語・日本文化研修留学生（日研生） 短期交換留学、県費留学生、研究生、科目等履修生 | 入学後最初の6カ月間 |

3-4 大学からの通知・連絡

大学から学生への連絡・伝達等は、基本的に[教務情報システム](#)でお知らせします。休講、試験の日程、奨学金関係などいろいろな情報が掲載されます。また、学内の掲示板にも様々な情報が掲示されますので、各学部・研究科等の掲示板の場所を早めに確認してください。

3-5 課外活動

(1) クラブ・サークル活動

有意義な留学生活を送るためには、専門知識や技術の習得だけでなく、課外活動への参加も重要です。文化系や体育系など、さまざまなクラブ・サークルに積極的に参加し、視野を広げましょう。

- クラブ・サークル一覧：[琉球大学のウェブサイト](#)で確認できます。

(2) 体育施設や運動用具の使用

体育施設や運動用具を使用するには、課外活動共用施設（サークル棟）1階の事務室で使用許可の手続きを行う必要があります。詳細は学生支援課までお問い合わせください。

問い合わせ先：

学生支援課（共通教育棟1号館1階）Tel：098-895-8127

3-6 構内の交通ルール

学内にはいくつかの交通ルールがあります。安全で快適なキャンパスになるよう、一人ひとりがルール遵守・マナー向上を心がけてください。

(1) 入構車両について

通学に車両が必要であると認められる学生は、所属する各学部の事務室からの通学距離が片道2 km以上の者です。それ以外の学生の学内への車の乗り入れは、原則認められませんので、注意してください。

(2) 入構許可証の取得および表示方法

キャンパス内に車両を持ち込む場合は、所属学部の事務室で入構許可証を取得することが必須です。

- ・ **有効期限**：入構許可証は在籍期間中有効です。
- ・ **表示方法**：
 - 自動車の場合：カードをダッシュボード上に置き、フロントガラス越しに明確に見えるように表示してください。
 - バイクの場合：ステッカーをハンドルバーの中央付近で見やすい位置に貼付してください。
- ・ **禁止事項**：入構許可証のコピーは厳禁です。違反した場合、大学から罰則が科されます。

(3) 遵守事項

- ・ 歩行者の安全を守り、構内に設置する道路標識等に従って運転すること。
- ・ 構内での車両の制限速度は毎時20 km。
- ・ 学部間等の車両での移動は原則として禁止。
- ・ 琉球大学附属学校区域への車両の進入は禁止。
- ・ 二輪車のノーヘルメットは禁止。
- ・ 使用不能等の車両の学内への放置は禁止。
- ・ 指定駐車場（非常勤講師専用、身障者専用及び外来者専用）は、該当者以外の駐車を禁止。

(4) 駐車違反者に対する取り扱い

違反の車両等については、警告書を糊付け又は車輪止めの措置を取りますので注意して下さい。

(5) 帰国時の車両の適切な取り扱い

近年、帰国時に車両を放置する学生が増加しています。これにより、住民や大学に多大な負担が生じ、撤去には多くの時間と費用がかかっています。車両を所有している場合は、帰国までに以下の手続きを行う必要があります：

- ・ 所有者自身で車両を適切に処分すること。
- ・ 駐車許可証を所属学部の事務室に返却すること。

これらの手続きを守らない場合、罰則が科される可能性があります。

4. 学内施設

4-1 国際教育課

国際教育課では、留学生のためのいろいろな手続きや情報提供を行っています。国際教育課は共通教育棟1号館1階にあり、主に以下の手続きを行っています。

(1) 主な取扱業務

- ・ 国費外国人留学生制度及び私費留学生向け奨学金に関する手続き
- ・ 交換留学生の受入れに関する手続き
- ・ チューターに関する手続き
- ・ 留学生に対する就職相談

(2) 国際教育課に提出する各種届出および証明書発行依頼

① 一時出国届出書

一時帰国または旅行等で日本から出国する場合は、事前に指導教員から許可を得るとともに、所属部局に「[一時出国届出書 \(様式 1-3\)](#)」を提出してください。また届出書の写しを国際教育課に提出してください。

② 旅行等届出書

短期交換留学生が沖縄県以外の日本国内を旅行する場合は、あらかじめ「[国内旅行等届出書](#)」を国際教育課に提出してください。

③ 資格外活動同意書

アルバイトをしたい場合は、事前に指導教員から同意を得るとともに、国際教育課に「[資格外活動同意書](#)」を提出してください。

④ 国際教育課に提出する各種届出および証明書発行依頼

国費留学生奨学金、学習奨励費、及び本学から推薦した奨学金の受給証明書の発行を希望する場合は、「証明書交付申請書」に必要事項を記入後、受取希望日の7日前までに国際教育課へメールで提出してください。なお、学生証及び在留カードのコピーも忘れずに添付してください。

(3) 留学生の就職相談

日本での就職を希望する留学生のために個別就職相談を行い、就職活動をサポートしています。興味がある方は、学生部国際教育課に問い合わせください。

問い合わせ先：

学生部国際教育課留学生係 Tel: 098-895-8103 E-mail: koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp

4-2 国際教育センター（留学生ユニット）

琉球大学には、2023年5月1日現在、50カ国・地域から約300人の留学生が学んでいます。国際教育センターは、これら多くの留学生を受け入れ教育指導を行うとともに国際交流を推進することを目的として、さまざまなニーズに対応した教育及び修学、生活の指導助言を行っています。また、本学学生の海外留学に対する修学上、生活上の指導助言、情報提供を行う施設としての役割も担っています。

（1）日本語・日本文化歴史・沖縄文化歴史関連の授業

留学生向けの日本語クラスは、以下の2種類があります：

- **日本語学習科目**（国際教育センター提供）：入門から中級前半レベル（A1～B1）対象
- **共通教育の日本語・日本事情科目**：中級後半から上級レベル（B2～C2）対象

また、日本文化や歴史、沖縄文化を学べる授業が共通教育科目や総合科目として提供されており、日本語または英語で受講できます。

受講手続き

これらの授業を受けたい場合は、以下の手順が必要です：

1. 所定の期間内に日本語力チェックテストを受ける。
2. 国際教育センターのコーディネーターから履修指導を受ける。

詳しい情報（テスト日程や受講方法など）は、グローバル教育支援機構国際教育センターの留学生ユニットのウェブサイトをご覧ください。

（2）グローバルリーダー育成の授業

留学生を対象としたグローバルリーダー育成に関するクラスには、共通教育の総合科目や琉大特色・地域創生科目があります。主に短期交換留学プログラム・グローバルリーダー育成コースの学生を対象としている授業ですが、それ以外の留学生も受講することができます。これらの多くの科目は日本人学生と共に学ぶことができます。

（3）日本語教育に関する授業

日本語教師を目指す学部学生向けに、「日本語教育副専攻」の科目として共通教育の総合科目に日本語教育に関する授業があります。留学生では、主に短期交換留学プログラム・日本語教員養成コースの学生が学んでいます。科目等履修生やその他の関心のある学生も受講できます。

特徴：

- 日本人学生と共に学ぶことができます。
- 教育実習などの実践的なトレーニングが含まれています。
- 高いレベルの日本語能力が求められます。

受講手続き：

これらの科目を受講希望の学生は、事前に担当教員と相談する必要があります。

(4) 大学院生・研究生の日本語クラス受講について

大学院生や研究生も、(1)および(2)で紹介された授業を受講することができます。ただし、これらの授業では単位は付与されません。受講には指導教員の許可が必要です。

詳しくは、グローバル教育センター[留学生ユニットのウェブサイト](#)で確認してください。

(5) 留学生に対する修学上及び生活上の指導助言

日本での生活や大学生活では、言葉や文化、習慣の違いからさまざまな困難や問題が起きることがあります。また、新しい環境に慣れるまでにカルチャーショックやホームシックを経験する場合があります。国際教育センターでは、こうした留学生のために相談室を設けています。勉学や日常生活で困ったとき、また健康面・精神面での問題がある場合は、気軽に相談してください。

詳しくは、グローバル教育センター[留学生ユニットのウェブサイト](#)で確認してください。



4-3 図書館

琉球大学には、千原キャンパスに本館（志喜屋記念図書館）、上原キャンパスに分館（医学部分館）の2つの図書館があります。琉球大学の学生は、学生証により入館することができますので、学生証は常にお持ちください。

（1）開館時間および休館日

| 区分 | 平日 | 休日 |
|-----|-------------|--------------------------|
| 通常期 | 8:00～21:40 | 10:00～20:00 |
| 休業期 | 10:00～20:00 | 10:00～20:00 *3月の休日は休館 |

※年末年始や法定停電、入学試験日は休館します。休館日、開館時間の変更は図書館の Web ページで確認してください。

▶ 詳しくはこちら（琉球大学附属図書館ウェブサイト）：

<https://www.lib.u-ryukyu.ac.jp/>

（2）貸出および返却

学生は、学生証で図書を借りることができます。貸出できる冊数と期間は下表のとおりです。返却の際は、カウンターへ資料をお返しください。閉館時は、玄関横にある「返却ポスト」をご利用ください。

| | 図書／貸出期間 | 雑誌／貸出期間 |
|------|-----------|--------------|
| 学部学生 | 10冊まで／2週間 | （館内でご利用ください） |
| 大学院生 | 15冊まで／2週間 | 5冊まで／翌平日まで |

（3）ラーニング・サポートデスク

大学院生 TA（ティーチング・アシスタント）がレポートの書き方や普段の勉強法から専門的な研究方法などをアドバイスします。オンライン相談も実施しておりますので、自宅からも相談可能です。大学の勉強に困ったら、お気軽にご相談ください。

▶ 詳しくはこちら（琉球大学附属図書館ウェブサイト）：

<https://www.lib.u-ryukyu.ac.jp/support/learning/>

4-4 留学生相談室

日本での生活や大学生活では、言葉や文化、習慣の違いから困難を感じる場合があります。新しい環境に慣れるまで、ホームシックやカルチャーショックを経験することもあります。本学では、留学生のための相談室を設けています。学業や生活面、健康・精神面で困ったときは、気軽にご利用ください。

(1) 留学生アドバイザー

各学部には留学生アドバイザーが在籍しており、履修や進学や生活上の相談に応じます。

困ったことがあれば気軽に相談してください。アドバイザーの連絡先などの詳細については、[教務システム](#)のお知らせや[国際教育課ウェブサイト](#)等で確認してください。

(2) 異文化カウンセリング（メンタルヘルス）

専門カウンセラーが勉学や生活、人間関係等の悩みに応じます。

日本語と英語のどちらでも相談できます。※原則として完全予約制です。

場 所： [留学生相談室（保健管理センター内）](#)

時 間： 金曜日 13:00 ~17:00

連絡先： 学生部 国際教育課 Tel: 098-895-8103 E-mail: koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp

(3) ハラスメント

琉球大学には、ハラスメントに特化した独立の相談機関「ハラスメント相談支援センター」があります。センターは、法律を専門とする教員と心理を専門とする教員を中心に運営されています。相談は、心理の専門知識を有する公認心理師・臨床心理士、法律の専門知識を有する法務博士の専門相談員等が、各部署選出の相談員と一緒に話を伺います。

快適なキャンパスライフを過ごすためには、早期解決が重要です。ひとりで悩まずに、勇気を出して相談してください。相談は匿名で行うことができ、あなたのプライバシーは守られます。ハラスメント相談支援センターに相談したことが、あなたの不利になることはありません。友人や教員などの第三者からの相談も可能です。あなたの周りの人が悩んでいるときは、相談ができることを教えてあげてください。

琉球大学ハラスメント相談支援センター

場 所：文系総合研究棟 608 号室

時 間：月～金（祝日・休日除く）9:00～17:00

連絡先：電話：098-895-8732（内線 2982）E-mail：harassment@acs.u-ryukyu.ac.jp

ホームページ：<https://hcsc.jim.u-ryukyu.ac.jp>

4-5 琉球大学生生活協

【食堂部門】

| 名称 | 場所 | 月～金 | 土曜日 | 日曜・祝日 |
|------------|---------|-------------|-------------|-------|
| 琉大生協食堂部中央店 | 中央食堂棟1階 | 11:15～18:45 | 11:30～14:30 | 休み |
| 琉大生協食堂部北店 | 北食堂棟内 | 11:30～13:30 | 休み | 休み |

【生活用品部門】

| 名称 | 場所 | 月～金 | 土曜日 | 日曜・祝日 |
|-----------|-----------|-------------|-----|-------|
| 琉大生協中央店 | 中央食堂棟2階 | 8:00～18:00 | 休み | 休み |
| 琉大生協購買部北店 | 北食堂棟1階 | 10:00～17:00 | 休み | 休み |
| 医学部売店 | がじゅまる会館1階 | 8:00～18:00 | 休み | 休み |

【書籍部門】

| 名称 | 場所 | 月～金 | 土曜日 | 日曜・祝日 |
|---------|---------|------------|-----|-------|
| 琉大生協中央店 | 中央食堂棟2階 | 8:00～18:00 | 休み | 休み |

※営業時間が変更になる場合があります。

▶ 詳しくはこちら（琉球大学生生活協同組合ホームページ）：

<https://coop.kyushu-bauc.or.jp/ryudai-coop/index.html>

5. 授業料

5-1 授業料等および納入方法

2024年度の授業料、入学料、検定料は以下のとおりです。

| | 検定料 | 入学料 | 授業料 |
|--------|---------|----------|--------------|
| 学部学生 | 17,000円 | 282,000円 | 535,800円/年額 |
| 大学院生 | 30,000円 | 282,000円 | 535,800円/年額 |
| 研究生 | 9,800円 | 84,600円 | 178,200円/半期 |
| 科目等履修生 | 9,800円 | 28,200円 | 14,800円 /1単位 |

学部学生および大学院生の授業料は、年2回（前期・後期）に分けて納入してください。前期分は5月31日まで、後期分は12月2日までに、それぞれ年額の半額を銀行口座振替によりお支払いください。なお、研究生および科目等履修生の授業料の納入方法および納入期限については、受入学部・研究科事務室にお問い合わせください。

問い合わせ先：

- （学部生・大学院生）財務部経理課収入・支出係 電話：098-895-8058
- （研究生・科目等履修生）各受入学部・研究科事務室

5-2 授業料免除

学部及び大学院に在籍する私費留学生で、経済的な理由により授業料を納入することが困難で、かつ成績が優秀と認められる者に対しては、授業料の一部又は全部を免除する制度があります。詳しくは、学生生活支援情報ウェブサイトを確認してください。

問い合わせ先：

- 学生支援課（共通教育棟1号館1階）
- 電話：098-895-8135
- ▶ 詳しくはこちら（学生生活支援情報ウェブサイト）：
https://slsi.skr.u-ryukyu.ac.jp/gksien/?page_id=5962

6. 私費外国人留学生のための奨学金

私費留学生向けの奨学金には、以下の2種類があります：

- **大学推薦**：大学を通じて申請する奨学金
- **直接応募**：学生が奨学金団体に直接応募する奨学金

多くの場合、「留学」の在留資格を持つことが応募資格の条件となっています。奨学金の案内は大学から各学部・研究科に送られ、学部や研究科から学生に教務情報システムや掲示板を通じて通知されますので、これらの案内を見逃さないようにしてください。

奨学金は非常に競争率が高く、採用者数も限られています。そのため、本学に入学する前に、十分な留学資金を準備しておくことは非常に重要です。

6-1 琉球大学 QUEST 基金 国際交流支援事業 私費外国人留学生奨学金

この奨学金は、国際交流に関心を持ち、学業優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給され、学業や研究の成果の向上および異文化理解や交流活動の支援を目的としています。

- 給付金額：40,000円/月（2024年度・大学院・学部共通）
- 募集時期：原則年1回（4月）

6-2 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）

この制度は、学業・人物ともに優れ、かつ留学を続けるために経済的支援が必要な私費留学生を対象に、文部科学省（MEXT）から奨励費を支給するものです。奨励費の取り扱いは、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が行っています。なお、募集が行われない場合もあります。

- 給付金額：48,000円/月（2024年度・大学院・学部共通）
- 募集時期：原則年2回（4月と10月）

▶ 詳しくはこちら（JASSOウェブサイト）：

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_j/shoreihi/index.html

6-3 民間団体等からの奨学金

本学に届く民間団体等の奨学金については、「私費外国人留学生向け奨学金一覧」をご参照ください。なお、奨学金に関する情報は、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）および財団法人日本国際教育支援協会（JEES）のウェブサイトにも掲載されています。

参考情報

- 琉球大学「教務情報システム」：<https://tiglon.jim.u-ryukyu.ac.jp/Portal/>
- 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）：<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/>
- 公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）：<http://www.jees.or.jp/>

《私費外国人留学生のための奨学金一覧》

※ 私費外国人留学生とは、在留資格「留学」を有する留学生で、国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生以外の留学生のことを指します。

(参考：2024年度)

| | 奨学金名 | 主な応募条件 | 推薦人数 | 月額支給額（円） | 支給期間 | 募集時期 |
|----|---|--|-------------------------|-------------------------------------|----------|-----------------------|
| 1 | QUEST基金 私費外国人留学生奨学金 | ・学部生、大学院生 ・学内の国際交流活動に実績がある者、または興味がある者 | 学部：7名 修士：5名 博士：4名 | 40,000 | 1年間 | 4月 |
| 2 | 琉球大学後援財団特別プログラム私費外国人留学生支援 | ・琉球大学大学院の「特別プログラム」に参加する私費外国人留学生 | 大学院：3名 | 30,000 | 1年間 | 4月 |
| 3 | 文部科学省外国人留学生学習奨励費（就職支援特別枠） | ・学部生、大学院生 ・前年度の成績評価係数が2.30以上(3.00満点)の者 | 1年：1名 6か月：2名 | 48,000 | 1年または6か月 | 5月下旬 10月中旬 |
| 4 | JEES留学生奨学金（修学） | ・学部2年以上、大学院生 ・ボランティア活動や国際交流活動等の実績がある者 | 2名 | 40,000 | 最長2年 | 5月 |
| 5 | JEES留学生奨学金（少数受入国） | ・協会が指定する少数受入国出身者 | 3名 | 50,000 | 最長2年 | 前年9月 |
| 6 | ロータリー米山記念奨学会奨学金 | ・学部3年次以上、修士1年次以上、博士課程2年次以上の者 ・他機関の奨学金併給不可 | 2名 | 学部：100,000 大学院：140,000 | 最長2年 | 前年9月 |
| 7 | 日揮・実吉奨学会外国人留学生奨学金 | ・理系の学部・研究科に正規生として在学している私費留学生 ・家族帯同でない者 | 1名 | 年額 300,000 | 1年間 | 4月 |
| 8 | 平和中島財団 | ・応募時に日本の大学に在籍する外国籍を有する学生で、2024年4月に応募時と同じ大学の正規課程に在籍予定の者 | 学部：1名 大学院：1名 | 学部：120,000 大学院：150,000 | 1年間 | 前年9月 |
| 9 | 大塚敏美育英奨学財団奨学生 | ・大学院生 ・医学、工学、経営学の分野を専攻する者 | 1名 | 年額200万円、150万円、または100万円 | 1年 | 大学推薦：前年10月 直接応募：4月 |
| 10 | 朝鮮奨学会 | ・韓国、朝鮮人学生 ・正規課程に在籍する学部生、または大学院生 | 学部：1名 大学院：1名 | 学部：25,000 修士：40,000 博士：70,000 | 1年間 | 4月 |
| 11 | SGH財団留学生奨学金 | ・学部生3年次および6年制学部コースの5年次 ・東南アジア諸国籍の者 | 学部：1名 大学院：1名 | 120,000 | 2年間 | 前年2月 |

| | 奨学金名 | 主な応募条件 | 推薦人数 | 月額支給額（円） | 支給期間 | 募集時期 |
|----|-----------------------------------|--|-------------------|--|------------|---------------------------------|
| 12 | 佐藤陽国際奨学財団 | <ul style="list-style-type: none"> ・直接応募 ・学部生、大学院生 ・ASEAN・南西アジア諸国籍の者 | — | 学部：180,000 大学院：200,000 | 2年間 | 前年11月 6月 |
| 13 | 日本台湾交流協会奨学金（国内採用） | <ul style="list-style-type: none"> ・直接応募 ・大学院生 ・台湾からの外国人留学生 | — | 修士：144,000 博士：145,000 帰国旅費 | 最短修 業年限 | 前年8月 |
| 14 | 共立国際交流奨学財団 | <ul style="list-style-type: none"> ・アジア諸国からの留学生 ・支給開始後在籍残期間が1年以上の者 | 学部生：1名 大学院生：1名 | 学部：60,000 または100,000 大学院：100,000 | 1年間 | 前年11月 |
| 15 | 岩谷国際留学生奨学助成 | <ul style="list-style-type: none"> ・直接応募 ・東アジア・東南アジア出身 ・自然科学系および関連する学際分野を専攻 | — | 大学院：150,000 | 最長2年 | 前年12月 |
| 16 | 公益信託久保田豊基金 | <ul style="list-style-type: none"> ・国籍：一人当たりGDPが7千米ドル/年未満（名目値）の国 ・開発途上国の開発に貢献し得る技術分野を専攻する者 | — | 100,000 | 1年間 | 前年12月 |
| 17 | 似鳥国際奨学財団来日留学生奨学金 | <ul style="list-style-type: none"> ・直接応募 ・学部生、修士 | — | 50,000 | 1年間 | 上期：前年 9月-11月 下期： 2月-5月 |
| 18 | パロック村井博之財団 | <ul style="list-style-type: none"> ・直接応募 ・学部生 | — | 年額400,000 | 1年間 | 4月 |
| 19 | 戸部真紀財団 | <ul style="list-style-type: none"> ・直接応募 ・学部生、大学院生 ・外国人留学生（私費留学生かつ日本語のやり取りが可能な者） | — | 60,000 | 標準修 業年限 | 5月 |

7. 学生証・諸証明書

7-1 学生証について

学生証は、琉球大学の学生であることを証明する重要なものですので、所属学部・研究科で受け取り、大学内外で必要な際に提示できるよう常に携帯してください。

(1) スマホ学生証（デジタル学生証）について

2024 年度から「スマホ学生証（デジタル学生証）」が導入されています。ただし、学外ではカード型学生証の提示を求められる場合があるため、**カード型の学生証も携帯**してください。

▶ 詳しくはこちら（琉球大学 教務情報ウェブサイト）：

https://rais.skr.u-ryukyu.ac.jp/dc/?page_id=19374

(2) 学生証を破損・紛失した場合

万が一、学生証を紛失した場合や破損した場合は、所属する学部の学務係で再発行を申請してください。発行には約 2 週間かかりますので、早めに手続きすることをおすすめします。

▶ 詳しくはこちら（琉球大学 教務情報ウェブサイト）：

https://rais.skr.u-ryukyu.ac.jp/dc/?page_id=3790

7-2 証明書の発行について

(1) 在学証明書・成績証明書

在学証明書や成績証明書は、人文社会学部、共通教育棟1号館、工学部、医学部の自動発行機で発行可能です。科目等履修生は、所属学部または教育支援課（共通教育棟1号館）の窓口で申請してください。英文証明書が必要な場合、発行までに 2 週間程度かかるため、事前に学部・研究科の事務室に相談のうえ、余裕を持って申請してください。

(2) 奨学金受給証明書

「国費留学生証明書」および「学習奨励費受給証明書」は、国際教育課にて発行します。発行までに 1 週間程度かかるため、時間に余裕を持って申請してください。「大学推薦」による民間の奨学金の受給証明書についても、国際教育課に問い合わせてください。

➤ 発行申請の手続きについて

証明書発行を希望する場合は、以下の書類をメールで国際教育課に送付して申請してください：

- 受給証明書発行申請書
- 「学生証」及び「在留カード」（写し）

7-3 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)について

実験実習及び課外活動等のために、県外でJR（Japan Railway Company）を利用して片道101km以上ある旅行をするときは、旅客運賃割引証（学割証）を利用すると運賃が20%安くなります。

なお、学割証は学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、原則として次の目的を持って旅行をする必要があると認められる場合に限ります。

1. 休暇、所用による帰省
2. 正課の教育活動
3. 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
4. 就職又は進学のための受験等
5. 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
6. 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
7. 保護者の旅行への随行

対象：

学部生および大学院生のみ利用可能（研究生、特別聴講学生、特別研究生、科目等履修生は対象外）。

証明書発行機設置場所：

- 人文社会学部
- 医学部
- 工学部
- 共通教育棟 1号館

8. 宿舎

8-1 学生寮（千原寮）

キャンパスの北口に隣接した千原寮（一般棟、混住棟、新混住棟、新棟）があります。いずれも鉄筋コンクリート建ての個室になっています。また、各部屋には机、椅子、ベッドが備え付けられています。ただし、ベッドはフレームのみのため、マットレスや寝具は各自で用意する必要があります。

基本的に入居開始時期は4月と10月で、入居許可期間は1年または半年です。なお、空室状況によっては、入居期間を延長できる場合もあります。千原寮へ入居を希望する場合は、国際教育課へお問い合わせください。

8-2 琉球大学国際交流会館

本学の国際交流会館は、外国人学生及び外国人研究者への宿泊施設提供、そして国際交流の推進を目的として設置されました。会館はキャンパス内に位置し、単身棟（研究者用8室、留学生用58室）、研究者世帯棟（6室）、留学生世帯棟（14室）があります。全ての部屋は個室になっており、机、いす、ベッド、書棚、キッチン、風呂、トイレが備え付けてあります。

入居時期は4月と10月で、入居許可期間は1年です。入居の募集については、例年1月と7月中旬頃にお知らせしておりますので、国際教育課ウェブサイトなどを確認し、外国人学生及び外国人研究者本人が国際教育課で申し込んでください。なお、**単身棟は短期交換留学生を優先的に受け入れているため、入居者の募集は行っていません。**

※千原寮や国際交流会館の寄送料やその他経費などは、国際教育課のウェブサイトで確認してください。

▶ 詳しくはこちら（国際教育課ウェブサイト）：

<https://ges.skr.u-ryukyu.ac.jp/future-students/dormitory/>



8-3 民間アパート

沖縄でアパートを探す際は、沖縄に住む知人や保証人と連絡を取り、サポートを受けながら進めてください。特に家族を日本に連れてくる場合、子供の学校や大学宿舎への入居が難しくなることもあるため、早めの準備をお勧めします。

(1) 日本の賃貸物件における敷金・礼金のシステム

日本では、多くの賃貸物件で契約時に「敷金」や「礼金」の支払いが求められます。物件や大家の方針によって金額や条件は異なります。

① 敷金（しききん）

敷金は、契約期間中に発生した未納家賃や、退去後の修繕費・クリーニング代などを補填するための預かり金です。あくまで入居者が物件を退去する際のリスクに備えるためのものです。用途：室内の汚れや破損がある場合、修繕費用やクリーニング代などに使われます。

※注意：入居時と退去時の部屋の状態をしっかりと確認し、記録を残しておくことが、退去時のトラブルを防ぐポイントです。

② 礼金（れいきん）

礼金は、家賃の1か月分が相場で、貸主に対する謝礼として支払います。一度支払った礼金は返金されません。礼金は家賃の1か月分が一般的ですが、礼金なしの物件も増えています。

初期費用の内訳例（家賃5万円の場合）

| 項目 | 説明 | 金額 |
|----------|-------------------------|---------|
| 敷金 | 家賃の1～2か月分（退去時の修繕費用等に充当） | 5～10万円 |
| 礼金 | 家賃の1～2か月分（大家への謝礼） | 5～10万円 |
| 仲介手数料 | 家賃の1か月分 + 消費税 | 5.5万円 |
| 前家賃 | 翌月分の家賃（初月分は日割り計算の場合あり） | 5万円 |
| 火災保険料 | 1～2年契約分（必須の場合が多い） | 1～2万円 |
| 保証会社の保証料 | 家賃の50～100%（保証人が不要な場合） | 2.5～5万円 |

(2) 連帯保証人について

日本の賃貸契約では、家賃滞納や契約違反があった場合等に備えて、連帯保証人を立てることが一般的です。一般的に、日本在住の安定した収入のある人が連帯保証人として求められます。近年では、保証人を立てる代わりに保証会社の利用が義務付けられる物件も増えています。

8-4 留学生住宅総合補償

一般的に、日本でアパートを借りる際には、契約時に「連帯保証人」が必要です。通常、保証人は自分で見つける必要がありますが、難しい場合は琉球大学の機関保証制度（留学生住宅総合補償制度）を利用できます。

手続きには**1週間から10日**かかるため、**入居日までに余裕を持って**進めることが重要です。詳細については、[公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）のウェブサイト](#) を確認してください。

対象者

- ✓ 本学に正規生（学部、大学院）として在学中の外国人留学生（在留資格「留学」）
- ✓ 「留学生住宅総合補償」保険に加入すること
- ✓ 毎月の家賃を滞納なく支払い、賃貸契約のルールを守れる者

手続き方法

1. 希望物件の決定とパンフレットの受け取り

希望物件が決まったら、学生証と在留カードを持って国際教育課で「留学生住宅総合補償パンフレット」を受け取り、不動産業者に渡します。不動産業者から「補償制度の利用」と「琉球大学の機関保証」の承諾を得ます。

2. 入居申込書の提出

承諾後、不動産業者から「入居申込書」を受け取り、国際教育課に提出します。

3. 申込書の受け取りと審査

国際教育課で連帯保証人欄が記載された申込書を受け取り、不動産業者へ提出して入居審査の結果を待ちます。

4. 契約書の提出

審査通過後、不動産業者から「賃貸借契約書」を受け取り、国際教育課で連帯保証人欄の記載と押印を依頼します。

5. 保険料の支払い

国際教育課から払込票を受け取り、銀行またはコンビニで保険料を支払います。

6. 領収書の提出

保険料の領収書を国際教育課に提出し、「留学生住宅総合補償加入者控」と賃貸借契約書を受け取ります。

7. 最終手続き

不動産業者に賃貸借契約書を提出し、最終契約手続きを完了します。

9. 在留手続き

日本に入国した後や滞在中に必要な手続きには、次のようなものがあります。

9-1 在留カードの交付

在留期間が3か月を超える外国人には、「在留カード」が交付されます。在留カードは常に携帯しなければなりません。また、記載事項に変更が生じた場合や所属する教育機関から移籍または離脱した場合には、入国管理局への届出が必要です。

新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港、福岡空港から入国した場合

入国審査時に、在留カードが交付されます。日本での住居地が決まったら、14日以内に、在留カードを持参のうえ、住居地の市町村の窓口への届出が必要です。

上記の空港以外から入国した場合

入国審査時に、パスポートに「在留カード後日交付」の印が押されます。日本での住居地が決まってから、14日以内に住居地の届出をした後、届け出た住居地に在留カードが郵送されます。

▶ 詳しくはこちら（法務省 出入国在留管理局ウェブサイト）：

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_4_index.html

住居地を変更したいとき、変更後の新しい居住地が記載される欄です。

資格外活動許可を受けたときに、許可の内容が記載される欄です。

在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請をしたとき、これらの申請中であることが記載される欄です。

【在留カード見本（出入国在留管理局ウェブサイトから引用）】

9-2 住民登録に関する手続

中長期在留者として上陸許可を受けた場合は、**住所を定めた日から14日以内**に、パスポートと在留カード（入国時に空港で発行された場合）を持参し、居住地の市町村役場で転入の届出を行ってください。

日本国内からの転入の場合

1. **引っ越し前**：これまで住んでいた市町村役場で【転出届】を提出し、【転出証明書】を受け取ります。
2. **引っ越し後**：新しい住所の市町村役場に【転出証明書】と【転入届】を、住所を定めてから14日以内に提出してください。

9-3 マイナンバーカードの交付

マイナンバーは、住民票がある方一人ひとりに割り当てられた、役所での手続きに必要な重要な番号です。住民登録後、約1カ月後に『個人番号通知書』が簡易書留で届きます。この通知書は、マイナンバーを知らせるための書類であり、身分証明書としては利用できませんが、マイナンバーカードを申請すると、以下のような場面で身分証明書として利用することが可能です。

- コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書を取得できる
- 健康保険証として医療機関や薬局で利用（利用には申請・登録が必要です）

なお、マイナンバーは重要な個人情報です。必要がない場合には、他の人に教えないように注意してください。

▶ 詳しくはこちら（マイナンバーカード総合サイト）：<https://www.kojinbango-card.go.jp/>



【送付用封筒】



【マイナンバーカード】



【個人番号通知書】

9-4 アルバイトをするためには

在留資格「留学」は、日本の学校で教育を受けるためのものであり、働くことは認められません。留学生が学費等のためにやむを得ずアルバイトをする場合は、次の条件の下で「資格外活動許可」の申請を行い、事前に許可を受けなければなりません。

- ✓ 勉強の障害にならないこと。
- ✓ 留学中の学費や必要経費を補う目的であって、貯金や仕送りのためではないこと。
- ✓ 風俗営業ではないこと。
- ✓ 1週28時間以内（長期休業期間中は1日8時間週40時間以内）であること。

入国した空港で在留カードが交付された新規入国者は、同時に資格外活動許可申請をすることができます。入国時に資格外活動許可の申請を行わなかった場合や資格外活動許可の期限を延長したい場合は、出入国在留管理局で「[資格外活動許可](#)」の申請を行います。なお、資格外活動許可申請に手数料はかかりません。

「資格外活動許可」の申請の手順

① 教員の「同意書」を国際教育課へ提出

- 同意書の様式は国際教育課で配布しています。記入後、国際教育課に提出してください。

② 出入国在留管理局へ「資格外活動許可申請書」を提出

- 申請書は出入国在留管理局および国際教育課で入手可能です。
- 「資格外活動許可申請書」、パスポート、在留カードを出入国在留管理局に提出することで、資格外活動許可が発行されます。この許可は在留期間中有効です。

資格外活動に関する注意事項

• ティーチング・アシスタント (TA) やリサーチ・アシスタント (RA) について

琉球大学に在籍する外国人留学生が、大学との契約に基づいてTAやRAとして働く場合、資格外活動許可は不要です。

• アルバイトに関する注意事項

無許可でのアルバイトや、許可された労働時間・業務内容を超えて働くと、処罰の対象となりますのでご注意ください。

• 同意書の提出について

入国時に空港で資格外活動許可を得た場合でも、アルバイトを行う際は事前に指導教員の「同意書」を国際教育課へ提出してください。

▶ 詳しくはこちら（出入国在留管理庁公式サイト）：

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>

9-5 引っ越しをしたら

住所が変わった場合は、14日以内に市町村役場に届ける必要があります。また、必ず所属学部・研究科等事務室へも住所の変更を報告してください。

① 市町村窓口への住所変更の届出

- **同じ市町村内での引っ越し:**

14日以内に市町村役場で【転居届】を提出してください。

- **別の市町村への引っ越し:**

引っ越し前に、現在の市町村役場で【転出届】を提出し、【転出証明書】を受け取ります。引っ越し後、新しい住所の市町村役場で【転出証明書】と【転入届】を14日以内に提出してください。

② 国民健康保険証の住所変更

他の市町村に引っ越し場合は、現在住んでいる市町村役場で保険証を返却し、転入した日から14日以内に新しい住所のある市町村役場の加入手続きを行なってください。

③ 郵便局への転居届

郵便局へ転居届を提出すると、旧住所あての郵便物を1年間、新しい住所に無料で転送してもらえます。新しい住所が記載された在留カードを持参し、郵便局の窓口で転居の届出をおこなってください。なお、郵便局のウェブサイトからも転出届の申込みができます。ただし、海外の住所へは転送できませんので、注意してください。

▶ 詳しくはこちら（郵便局ウェブサイト）:

<https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/>

④ 金融機関、携帯電話会社などへの連絡

契約している銀行や携帯電話会社などで、住所変更の連絡と手続きを行ってください。

⑤ 教務情報システムの修正

教務情報システムの「学籍情報」から登録住所の変更を行ってください。

9-6 日本から一時出国する際の手続き

日本から一時的に出国する際には、事前の手続きが必要です。以下の手順を確認し、安全で円滑な渡航準備を整えましょう。

(1) 一時的な帰国や第三国訪問の届出

- **出発の前に**

[一時出国届出書](#)をダウンロードし、必要事項を記入して指導教員から承認印をもらってください。届出書の様式は国際教育課でも入手可能です。

- **提出**

承認印が押された一時出国届出書を、まず所属部局に提出します。その後、届出書の写しを国際教育課留学生係にメール（Email: koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp）で提出してください。

- **日本に戻ったら**

帰国後には、必ず所属部局に連絡を入れてください。

(2) 海外渡航時の安全確認

渡航前には、外務省の「[外務省海外安全ウェブサイト](#)」で最新の危険情報を確認し、「[国際交流危機管理マニュアル](#)」を参考にして、渡航の計画を立ててください。

参考情報

みなし再入国許可制度について

夏季休暇など長期休暇を利用して一時帰国や海外旅行をする際、「みなし再入国許可」を利用することで、新たにビザを取得せずに日本に戻り勉強を続けることができます。

みなし再入国許可の概要

有効なパスポートと在留カードを所持して出国し、1年以内（在留期間が出国後1年以内に満了する場合はその満了日まで）に日本に戻る場合、再入国許可は不要です。

出国手続き

出国審査場で「みなし再入国許可」を利用する旨を伝え、パスポートと在留カードを提示し、再入国用EDカードの「みなし再入国許可による出国を希望します」の欄にチェックを入れて提出してください。

▶ 詳しくはこちら（入国在留管理庁公式サイト）：

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/re-ed_index.html

9-7 在留期間の満了が近づいたら

在留資格「留学」で日本に滞在する学生が、在留期間を越えて在学を希望する場合は、在留期間更新許可の申請が必要です。申請は在留期間満了日の3か月前から、出入国在留管理局で受け付けており、満了日までに提出しなければなりません。

提出書類

1. [在留期間更新許可申請書【留学】](#) 1部
* 申請書の様式は、出入国在留管理局ウェブサイトからダウンロードしてください。国際教育課でも入手可能です。
2. 在学証明書
3. 成績証明書（学部学生・大学院生）
* 発行日から3か月以内のもの
4. 研究内容が記載された証明書（研究生）
* 学部長・研究科長の公印のあるもの
5. 履修届の写しなど、聴講科目及び時間数を記載した証明書（科目等履修生）
6. パスポート
7. 在留カード
8. 手数料 4,000円（収入印紙）
9. 留学中の経費支弁能力を証する文書
* 国費留学生（文部科学省奨学生）奨学金受給証明書および、大学を通じて奨学金を受給している私費外国人留学生の奨学金受給証明書は、国際教育課で発行することができます。

注意事項

- ※ 外国語で作成された書類には、日本語訳を添付してください。
- ※ 上記の書類以外に追加資料の提出を求められる場合があります。
- ※ 在留期間を更新した後は、速やかに所属学部の事務室へ報告してください。

▶ 詳しくはこちら（出入国在留管理庁公式サイト）：

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>

9-8 家族を本国から呼び寄せる

「留学」の在留資格で日本に滞在している学生が、本国から家族を呼び寄せて日本で一緒に暮らすには、同居のためのビザを取得する必要があります。呼び寄せが可能な「家族」は、配偶者および子どもに限られます。

(1) 在留資格認定証明書の交付申請

学生本人が日本国内の出入国在留管理局で、家族のために「在留資格認定証明書」の交付申請を行います。証明書が交付されたら、それを本国の家族に送り、家族はその証明書をもって本国の日本大使館または領事館でビザの申請を行います。

・ 家族呼び寄せのための主な提出書類

1. [資格認定証明書交付申請書](#)【家族滞在】（申請書の様式は国際教育課でも入手可能）
2. 学生本人のパスポートと在留カード及びその写し
3. 学生本人の在籍証明書
4. 身分関係を証明する文書
 - 配偶者の場合：結婚証明書（写し）
 - 子どもの場合：出生証明書（写し）
5. 学生本人の収入を証明する文書
 - 預金残高証明書または奨学金の受給証明（給付金額と給付期間の記載があるもの）
6. 呼び寄せる家族のパスポートの写し
7. 呼び寄せる家族の写真1葉（申請前3か月以内に正面から撮影されたもの）
8. 返信用封筒1通（定形封筒に宛先を明記の上、簡易書留用の切手を貼付）

※家族の在留資格は「家族滞在」となり、滞在を延長する際には在留期間更新許可の申請が必要です。

▶ 詳しくはこちら（出入国在留管理庁公式サイト）：

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/dependent.html>

(2) 家族を呼び寄せる前に確認すること

家族を呼び寄せる前に、保育所や学校、病院などの施設についての情報を確認し、生活環境を整えておくことをお勧めします。特に、お子様がいる場合には、近隣の保育所や学校に空きがあるか、言語の問題、医療機関での言語対応の有無なども事前に調べておくことと安心です。

また、家族を迎える際には経済的な準備も重要です。生活費や教育費、医療費など、日本での生活にかかる費用を十分に見積もり、必要な資金を確保しておくことをお勧めします。

9-9 進学などで、日本の所属先が変更になったら

卒業・修了、退学、転学、または進学により学籍がなくなる場合は、14日以内に入国管理局へ届出を行う必要があります。また、所属機関が変更になった際も、同様に届出が必要です。

届出に必要な事項や書式は内容によって異なりますので、出入国在留管理庁の公式サイトで確認してください。

▶ 詳しくはこちら（出入国在留管理庁公式サイト）：

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

9-10 日本での就職が決まったときには

大学卒業後、日本での就職が決まった場合は、在留資格を「留学」から就労可能な資格に変更する必要があります。この手続きを行わないと、日本での就労が認められませんので、必ず手続きを済ませましょう。

▶ 詳しくはこちら（出入国在留管理庁公式サイト）：

<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>

9-11 卒業後も継続して日本で就職活動を行うときは

卒業前から継続して行っている就職活動を目的に、卒業後も日本での滞在を希望する場合、在留資格を「留学」から「特定活動」に変更することで、卒業後も日本での滞在が可能になります。「特定活動」の在留期間は6か月で、さらに6か月の更新が1回のみ認められます。特定活動への在留資格変更申請には、指導教員および所属学部からの推薦書が必要ですので、希望する方は早めに指導教員に相談してください。

特定活動の申請に必要な主な書類

- **学位証明**：本学を卒業または修了し、学士以上の学位を取得していることを証明する書類（例：卒業証明書または卒業見込み証明書）
- **経費支弁能力の証明**：就職活動を継続するための適切な経費支弁能力を示す書類（例：預金残高証明書など）
- **就職活動の継続性に関する証明**：本学在籍中から日本で就職活動を行っていることを証明する書類（例：活動履歴書や企業とのやり取りの記録）
- **推薦状**：所属部局からの推薦状

▶ 詳しくはこちら（出入国在留管理庁公式サイト）：

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities14.html>

10. 健康

沖縄は気温が比較的高く、湿気も多いため、気候に慣れない留学生が体調を崩すことがあります。また、日本や沖縄の食べ物が合わず食事が十分にとれない留学生や、勉学や研究の忙しさから規則正しい生活ができない留学生もいます。さらに、日本での留学生活におけるさまざまな問題や悩みが、体の不調を引き起こすこともあります。

心身の健康は、充実した留学生活を送るための最も重要な基盤です。健康に十分注意し、必要に応じて以下の施設や制度を活用してください。

10-1 保健管理センター

本学には、学生や職員の健康維持・増進を目的とした保健管理センターが設置されています。授業や研究活動中に体調が優れない場合の簡単な治療、薬の提供、健康診断や応急処置などが必要なとき、また健康について相談したいときには無料で利用できます。また、専門的な診察が必要な場合には病院や留学生の診察経験がある専門医を紹介してもらえます。授業外の時間帯や、家族の治療については近くのクリニックをご利用ください。

• 薬を服用している場合

持病等で服薬中の方は、渡日前に主治医と相談し、日本での入手方法や代替薬を確認しておくことをお勧めします。日本で同じ薬の処方希望する場合は、早めに病院の予約を取ることが大切です。特に心療内科・精神科・神経科は予約に2か月以上かかる場合があるため、計画的な準備をお願いします。

(1) 健康診断

すべての学生は、保健管理センターで年に1度（4月または11月）の健康診断を受けることが義務付けられています。健康診断に関する詳細な情報や日程については、[保健管理センターのウェブサイト](#)で確認してください。

(2) カウンセリング・ルーム

専門のカウンセラーが、勉学や生活、人間関係などの悩みに対応します。日本語と英語で相談が可能です（※原則として完全予約制）。カウンセリングの予約や詳細については、国際教育課にお問い合わせください。詳しくは、[保健管理センターのウェブサイト](#)でもご確認いただけます。

- **カウンセリング時間**：金曜日 13:00～17:00
- **問合せ先**：国際教育課 Tel:098-895-8103 E-mail:koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp

10-2 病院

体調が悪くなったときに慌てないように、早めに日本の医療制度を理解し、近隣のクリニックを事前に確認しておくで安心です。普段の診療では、まずクリニックを受診し、必要に応じて大きな病院へ紹介されます。

(1) 病院とクリニックの違い

日本では、医療機関が「クリニック」と「病院」に分かれており、それぞれの役割が異なります。正しい医療機関を選ぶことが、適切で迅速な治療を受けるための第一歩です。

① クリニック

- 日常的な病気や軽いケガの際に利用する、小規模な医療施設です。
- 内科、皮膚科、耳鼻咽喉科などの専門分野に分かれています。
- 予約なしで受診できる場合も多く、初診時の相談に向いています。
- 何かあったときのために、かかりつけ医（家庭医）として、近くのクリニックを見つけておくことが便利です。

② 病院

- クリニックで対応できない重い病気や、手術が必要な場合に利用する医療施設です。
- 入院設備が整っており、より専門的な治療が受けられます。
- 日本では、基本的に紹介状がないと大きな病院（例：琉球大学病院など）で受診することが難しいため、まずクリニックで診察してください。

(2) 国民健康保険の利用方法

日本で診療を受ける際は、国民健康保険証を病院やクリニックの受付で提示してください。国民健康保険に加入していると、医療費の**70%が保険でカバーされ、30%のみ自己負担**で診療を受けることができます。

※国民健康保険の詳細については、36ページを確認してください。

(3) いざという時のための準備

- 近くのクリニックをあらかじめ調べて、いざという時に備えましょう。
- 緊急の場合は**「119番」**に電話して救急車を呼ぶことができますが、**救急車は緊急時に限り**利用するようにしましょう。

(4) 外国語対応の医療機関と医療通訳

日本語が難しい場合、以下の支援を活用しましょう：

① [AMDA 国際医療情報センター](#)

日本在住の外国人向けに、日本の医療制度の案内や、英語などの多言語で対応できる医療機関を紹介しています。

② [沖縄県外国語対応医療機関検索・医療通訳](#)

外国語対応の医療機関や医療通訳の同行が必要な場合は、[沖縄県国際交流・人材育成財団](#)のウェブサイトにて情報を確認してください。

診療科目によって、実際にどのような病気やけがを診てもらえるのか、下記に例として示します。

| 診療科目 | 症状 |
|------|--|
| 内科 | 消化器、呼吸器、循環器、泌尿器、血液、内分泌、神経など内臓器官の病気の診断や主に薬剤を使った手術以外の治療。かぜをはじめとした一般的な病気の診断や治療。 |
| 外科 | 癌や外傷による内臓の病気に関する手術を中心に治療を行います。 |
| 整形外科 | 骨、関節、筋、腱といった運動に関連する器官やそれらにかかわる神経の病気の治療を行います。 |
| 眼科 | 眼に関連する病気の治療を行います。 |
| 歯科 | 歯に関連する病気の治療・矯正・加工などを行います。 |
| 産科 | 妊娠、分娩、新生児など、出産に関連した病気などの治療を行います。 |
| 精神科 | 心の症状や病気を専門として、心の病気そのものの治療を行います。 |
| 小児科 | こどもの身体の病気の治療を行います。0歳児から中学生まで診察できます。 |
| 皮膚科 | 皮膚を中心とした症状を治療します。 |

10-3 国民健康保険

(1) 国保への加入義務

日本に3か月以上滞在する、または滞在予定の外国人は、国民健康保険（以下「国保」）に加入する義務があります。加入することで、医療費の一部を保険でカバーでき、安心して医療を受けることができます。

- **加入場所**：住んでいる市町村役場
- **支払い義務**：加入後、国民健康保険税（国保税）を支払います
- **医療費負担**：医療費総額の70%が国保で負担され、自己負担は30%のみです。

【保険税のしくみ】

保険税の納付回数は市町村によってことなりますが、西原町では年間8回です。4月から翌年3月までの12か月分を、7月から2月までの8回に分割して納付します。

前年度の所得をもとに、7月に今年度の保険税が確定され、**7月中旬頃には納付書が届きます**。年度途中に加入した場合は、翌月には納付書が郵送されてきます。保険税は、納付期限までに金融機関で納めてください。

| | | | | | | | | | | | |
|--------|----|----|------------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| 年度スタート | | | 納期 1期 ~ 8期 | | | | | | | | 年度 終り |
| 4月 | 5月 | 6月 | 1期 7月 | 2期 8月 | 3期 9月 | 4期 10月 | 5期 11月 | 6期 12月 | 7期 1月 | 8期 2月 | 3月 |

西原町 国民健康保険税 納税通知書

903-0129
河津真中町西原町字千原59番地
筑太 太郎 様

年 度 平成30年度
納 付 番 号 〇〇〇〇〇〇
面 保 番 号

納 付 場 所
●西原町役場内新定金融機関出張所 (8:45~16:15)
●伊藤忠商事信託組合本・支店
●琉球銀行本・支店 ●沖縄銀行本・支店
●沖縄海邦銀行本・支店
●りそな信用金庫本・支店
●沖縄市の信用金庫本・支店
●沖縄電力のゆうちょ銀行 郵便局

口座番号 02010-0-9600021 加入者名 西原町役場

西原町 国民健康保険税 領収証書

住 居 沖縄県中城郡西原町字千原59番地
姓 名 筑太 太郎
※住所が異なる場合は、下記に居住印を押し付いた各納期別の納付額を記載しました。

年 度 平成30年度 納付番号 〇〇〇〇〇〇

| 年 別 | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 |
|---------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 納 付 額 | 1,800 | 1,800 | 1,800 | 1,800 | 1,800 |
| 延 滞 金 | | | | | |
| 合 計 金 額 | | | | | |
| 納 付 期 間 | 平成30年7月31日 | 平成30年8月31日 | 平成30年10月31日 | 平成30年10月31日 | 平成30年11月30日 |
| 期 別 | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 |

※この領収証は領収書として認められず、領収書とは別紙で発行いたします。 (領収書番号: 02010-0-960021) (領収書発行日: 平成30年11月30日)

(参考) 国民健康保険税 納税通知書

(2) 前年の所得申告の重要性

保険税は、加入者の前年中（前年1月～12月）の所得をもとに計算されます。前年の所得が不明のままだと、軽減や減免を受けることができず、高い保険税を払わなければなりません。前年に収入がない場合でも、毎年2月～3月には、あなたの住んでいる市町村役場で収入を申告してください。

平成31年度 市民税・県民税申告書 (平成30年1月1日から12月31日までの所得申告)

平成31年度 市民税・県民税兼国民健康保険税申告受付票
平成30年1月～12月までの収入申告

① 申告会場へは、次のものをご持参ください

- この申告書
- 印かん
- 高度警戒票(給与所得者)
- 所得等
- マイナンバーカード(個人番号カード)
- 国民健康保険税の徴収書
- 国民年金保険料の徴収書 (障害者控除を受ける方)
- 介護保険料の徴収書
- 生命保険料控除証明書 (医療費控除を受ける方)
- 地震保険料控除証明書
- 旧広域圏国民健康保険料控除証明書
- 障害者手帳・療育手帳 (障害者控除を受ける方)
- 住民税の徴収書・返還書のお知らせ
- 医療費控除を受ける方
- 旧広域圏国民健康保険料控除証明書

マイナンバーカードをお持ちでない方(下記の2つ)

① マイナンバーの記載
② 本人確認書類の提示 又は 写しの添付
が必要になります。

(参考) 市民税・県民税申請書

10-4 国民年金

日本に3か月を超える在留資格（「留学」など）で滞在する20歳以上の外国人は、すべて国民年金に加入する義務があります。国民年金は、加入者が高齢になったり障害を負った際に保険金を受け取れる制度です。

保険料は毎月16,980円（2024年4月現在）ですが、保険料の免除制度もありますので、利用してください。詳細については、居住地域の年金事務所や市町村役場へお問い合わせください。

参考情報

- 日本年金機構 浦添年金事務所 Tel:098-877-0343
- 西原町役場 町民課 Tel: 098-945-5012

10-5 不慮の事故によるケガに備える保険

学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）・学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠償」）

この保険は、国内外において所定の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被る障害（ケガ）に対して支払われる保険です。万が一の事態に備えるため、大学は学生の安全と安心を確保するために、この保険への加入を推奨しています。

保険料は下記のとおりです。この保険の申し込み用紙は、学生支援課にあります。申込み後、加入証明書が必要な際には人文社会学部、共通教育棟1号館、工学部及び医学部に設置してある自動発行機で発行できます。詳しいことは、学生支援課（共通教育棟1号館1階 Tel:098-895-8135）にお問い合わせください。

※医学研究科及び保健学研究科の学生は下記にお問合せください。

医学部学務課学生支援係 Tel : 098-895-1055

受付時間 8:30~12:00、13:00~17:00（土日、祝日を除く）

（参考：2024年度）

| 保険期間 | 学生教育研究災害傷害保険（学研災） ※通学中等傷害危険担保特約を含む | | 学研災付帯賠償責任保険 （学研賠）（Aコース） | |
|------|---------------------------------------|--------|----------------------------|-----|
| | 昼間主 | 夜間主 | 昼間主 | 夜間主 |
| 1年間 | 1,000円 | 450円 | 340円 | |
| 2年間 | 1,750円 | 750円 | 680円 | |
| 3年間 | 2,600円 | 1,100円 | 1,020円 | |
| 4年間 | 3,300円 | 1,400円 | 1,360円 | |

▶ 詳しくはこちら（公益財団法人 日本国際教育支援協会（JEES））：

<https://www.jees.or.jp/gakkensai/>

11. 日常生活

11-1 銀行

寮費の支払いや奨学金を受け取るためには銀行口座が必要です。しかし、外国為替及び外国貿易法（外為法）により、日本での滞在期間が6か月未満の方は「非居住者」として扱われ、多くの金融機関での口座開設が制限されます。なお、「非居住者」の場合でも、ゆうちょ銀行では口座開設が可能です。

口座開設の主な条件

- **条件①**：留学や仕事などの目的で6か月以上日本に滞在していること
※6か月未満の場合、「非居住者」と見なされ銀行口座の開設が制限されます。
- **条件②**：日本で住民票を取得できること
※観光ビザなどの短期滞在では住民票や在留カードが発行されないため、口座開設はできません。

銀行の利用について

- 銀行の窓口は、通常平日（月～金）の9時～15時に営業しています。ATMは、時間帯や利用場所によって手数料がかかる場合があります。最近では、コンビニATMの利用も増えています。

【本学キャンパス内のATM設置場所と稼働時間】

| 銀行名 | 設置場所 | 平日稼働時間 | 土日祝日稼働時間 |
|--------|---------|------------|------------|
| 琉球銀行 | 大学病院内3階 | 7:00～22:00 | 8:00～21:00 |
| 沖縄銀行 | 中央食堂の横 | 7:00～22:00 | 8:00～21:00 |
| | 大学病院内3階 | 8:00～19:00 | 9:00～19:00 |
| ゆうちょ銀行 | 大学会館2階 | 9:00～18:00 | 取扱不可 |
| | 大学病院内3階 | 9:00～17:00 | 取扱不可 |

※ATMの稼働時間は変更される場合がありますので、利用前に確認してください。

1 1-2 ゆうちょ銀行

学生寮の入居者や奨学金の受取予定がある方は、渡日後、早めにゆうちょ銀行で口座を開設することをお勧めします。ゆうちょ銀行は全国に店舗やATMがあり、「非居住者」の方でも口座開設が可能です。

(1) スマホアプリ「ゆうちょダイレクト+ (プラス)」を使った口座開設

スマホアプリ「[ゆうちょダイレクト+ \(プラス\)](#)」を利用すると、窓口に行かずにオンラインで口座を開設できます。奨学金受取のために口座開設を急がれる国費留学生以外の方は、ゆうちょダイレクトプラスでの開設にご協力ください。

- **必要書類**：在留カード（住所記載あり）、学生証
- **申込方法**：専用アプリから申込し、約2週間後にキャッシュカードが郵送で届きます。
- **通 帳**：通帳は発行されませんが、名前・口座番号等が記載された「通帳イメージ」をスマートフォンやパソコンで確認・印刷することができます。
詳しくは、ゆうちょ銀行のウェブページ（[通帳イメージの表示について](#)）を確認してください。
- **残高確認**：入出金や残高をオンラインで確認できます。

(2) 窓口での口座開設

急ぎで口座開設が必要な場合は、ゆうちょ銀行窓口でも開設できます。入学時期の繁忙期に窓口での口座開設を希望する場合は、国際教育課を通して予約が必要ですのでご注意ください。

- **必要書類**：[申込書](#)、在留カード（住所記載あり）、学生証
- **注意点**：日本語での手続きに自信がない方は、チューターや日本語が話せる方に同行を依頼してください。

1 1-3 郵便局

郵便局の営業時間は通常、平日（月～金）の午前9時から午後5時です。一部の郵便局では土日祝日も営業しています。

住所変更手続きについて

住所を変更した際は、郵便局で「住所変更の手続き」（転居届）を行うことで、旧住所宛ての郵便物が新住所に転送されるようになります。このサービスは通常1年間有効です。

▶ 詳しくはこちら（外国人留学生べんりページ - 郵便局）：

https://www.post.japanpost.jp/int/ems/ryugaku/intl_student/

11-4 宅配便

小包や書類を送るときは、郵便局以外に宅配業者へ依頼することもできます。宅配業者の営業所や集荷の窓口になっているコンビニエンスストアに荷物を持参するか、電話やインターネットで集荷の依頼をすることもできます。料金やサービスの内容など、詳しくは各宅配業者に問い合わせてください。

【主な宅配業者】

| 宅配業者名 | ウェブサイト | 宅配業者名 |
|-------------|---|---------|
| 日本郵便 | https://www.post.japanpost.jp/ | 国内および国際 |
| ヤマト運輸 | https://www.kuronekoyamato.co.jp/ | 国内および国際 |
| 佐川急便 | https://www.sagawa-exp.co.jp/ | 国内および国際 |
| FedEx Japan | https://www.fedex.com/ja-jp/home.html | 国際のみ |
| DHL | https://www.dhl.com/jp-ja/home.html | 国際のみ |

【不在通知書】

宅配便が届いた際に受取人が不在の場合は、「不在連絡票」が届きます。「不在連絡票」を受け取ったら早めに宅配業者へ連絡して荷物を受け取る手続きをおこなってください。



ヤマト運輸



佐川急便

ご不在連絡票
At the of delivery, You was not available to receive the package.

お届けに参りましたがご不在でした
お荷物名 (The Package was sent from)

生もの (Fresh Food) 倉庫 (Warehouse) 衣類 (Clothing) 書類 (Documents)
 その他 (Others)

電通 (Electricity) タール (タール・汚濁) (Tar/Contamination) 悪臭 (Bad Odor)
 コレイト (代金引換) (Collect on Delivery)

このお荷物は増急便店頭受取が
 ご利用頂けます ご利用頂けます ご利用頂けます
 (運賃の目安 2kg) (運賃の目安 5kg) (運賃の目安 10kg)
 前店 (コンビニ等) でご利用頂けます。

(ご連絡欄)

増急便店頭受取サービス【無料】
ご不在で受け取れなかったお荷物も、ご希望のよい時間に深夜でもお届くお店(コンビニ等)でお届けします。

ご利用対象 ご利用の可否を上記①にてご確認ください。
※対象商品：宅急便発送品(0.01kg~100kgサイズ)のみです。

お申し込み 画面のインターネット受付よりご確認ください。

ご不在連絡メール【無料】
増急便お届け時にご不在の場合、外出中でも仕事中でもお荷物のお届けをメールでお知らせします。

本メールのご利用は
Webサービスへの
ご登録が必要です。
右記より必ずご確認ください!!

●パソコン <http://9625pc.jp>
 ●ケータイ <http://9625.jp>

沖繩ヤマト運輸株式会社

ご不在連絡票

■自動受付(24時間受付) ※当日の配達開始時刻は、18:00までとなります。

0570-01-0001

※通話料は全国一律1分10円、通話料00秒10円でご利用いただけます。
※FAX・ONIC®電話をご利用の際は、固定電話が携帯電話からお届け下さい。

〈操作方法〉
①下記、ドライバー受付欄のお問い合わせNo.を入力してください。
②日付 例) 05/05/05 25/05/25
③時間 下記より選択し、番号1桁で入力して下さい。
例) 朝 05→1 (16:00~18:00→4)
例) 夜 05→1 (16:00~20:00→5)
例) 日 05→2 (12:00~14:00→2)
例) 夜 05→3 (18:00~21:00→3)
例) 夜 05→3 (14:00~16:00→3)

※即日配達から2日以上経過している場合は、営業店へ依頼していただきますので、ご希望の時間帯にお届け出来ないことがあります。

■ドライバー受付 (朝 時~夜 時)

※担当ドライバーと連絡の速いご届けが出来ますので大変便利です。

ラベル貼付

進行中などの諸事情により、電話に掛れない場合がございます。

■インターネット再配達受付 <http://sagawa-otodoke.jp/>
※ご利用出来ない携帯電話もございます。

11-5 携帯・SIMカード

(1) 携帯電話

携帯電話のサービス内容や契約方法は会社によって異なり、手続きが複雑な場合があります。携帯電話を購入する際は、日本語が話せる方に同行してもらうことをお勧めします。

【主な携帯電話会社】

| 携帯電話会社 | ウェブサイト |
|--------|---|
| au | https://www.au.com/ |
| ドコモ | https://www.docomo.ne.jp/ |
| ソフトバンク | https://www.softbank.jp/ |
| 楽天モバイル | https://network.mobile.rakuten.co.jp/ |

(2) SIMカードおよびモバイル通信サービス

データSIMを含むSIMカードの購入も可能ですが、契約時に必要な書類は携帯電話会社やプロバイダによって異なります。外国人向けに多言語サポートを提供しているサービスもありますので、各社ウェブサイトを確認することをお勧めします。

【主なインターネットプロバイダ】

| プロバイダ | ウェブサイト |
|--------------|---|
| Y! モバイル | https://www.ymobile.jp/store/ |
| LINEモバイル | https://mobile.line.me/ |
| BIGLOBEモバイル | https://join.biglobe.ne.jp/mobile/ |
| UQコミュニケーションズ | https://www.uqwimax.jp/ |
| IJmio | https://www.ijmio.jp/ |
| 楽天モバイル | https://network.mobile.rakuten.co.jp/ |

(3) 多言語サポートがある携帯サービス会社

一部の携帯会社では、パスポートや在留カードのみで申込みが可能です。また、多言語サポートを提供しているため、詳しい情報は各社のウェブサイトを確認してください。

| 会社名 | ウェブサイト |
|---------------|---|
| ジェイピーモバイル株式会社 | https://www.jpSMART.net/ja/index/ |
| GTNモバイル | https://gtn-mobile.com/uni_plans/ |

1 1-6 交通機関

(1) モノレール (ゆいレール)

那覇市から浦添市間を結ぶ沖縄都市モノレール「[ゆいレール](#)」は、那覇空港駅からてだこ浦西駅までの19駅を運行しています。本学からタクシーで「てだこ浦西駅」へ行き、そこからモノレールを利用して空港まで移動できます。

(2) 路線バス

北口バスターミナルから97番・98番バスが那覇市まで運行しており、乗車時に乗車券を取り、降車時に料金を支払います。通学に便利な定期券や回数券（学生割引あり）は、那覇市の市外線ターミナルや大学生協購買部で購入できます。

バスを利用する際は、以下のアプリを利用すると便利です：

- [のりものNavi Okinawa](#)：沖縄本島路線バス会社の乗換情報、バスの現在地検索
- [バスロケーションシステム](#)：那覇バス・琉球バスの位置情報、料金検索

(3) タクシー

タクシーは、道で拾うことも電話で呼ぶこともできますが、アプリで呼ぶとさらに便利です。沖縄で使えるタクシー配車アプリには、[「GO」](#) や [「DiDi」](#) などがあります。

1 1-7 車両の運転

(1) 運転免許

沖縄では公共交通機関が少ないため、オートバイや車を利用する留学生も多くいますが、安全のため、必要がない限り利用を控えてください。

運転には日本の免許または国際免許が必要です。国際免許はジュネーブ条約加盟国発行のものに限られ、日本での更新は不可です。詳細は[沖縄県警運転免許センター](#)（Tel:098-851-1000）へ問い合わせてください。

(2) 外国免許から日本免許への切替え

有効な外国免許を日本免許に切り替えるには、一定の条件と必要書類が必要です。詳しくは[JAF](#) や [警察庁のホームページ](#)で確認してください。

(3) 自動車保険

車両所有者は、自賠責保険（強制保険）と、補償が十分でない場合に備えて任意保険にも必ず加入してください。

① 自賠責保険（強制保険）：

法律で加入が義務付けられている保険で、対人事故（他人のけがや死亡）の賠償が対象です。対物（相手の車や物への損害）や自分の車の修理費、運転者の治療費などは補償されません。また、必要最低限の補償しか提供しないため、補償が足りないケースも多くあります。

② 任意保険：

加入は任意ですが、事故の際に自賠責保険でカバーしきれない部分を補償できます。対物賠償や自分の車の修理費、自分や同乗者の治療費なども補償されます。より安心して運転するために、大学は任意保険への加入を強く推奨しています。

(4) 車庫証明と入構許可証

① 車庫証明：

西原町では軽自動車の車庫証明が不要ですが、通常は保管場所証明が必要です。また、大学は、宿舎を含む大学敷地内の駐車場について車庫証明を発行しません。

② 入構許可証：

大学敷地内に駐車するには入構許可証が必要で、この許可証はキャンパスから2km以上離れた場所に住む学生および教職員のみ申請が可能です。

入構許可証の申請については所属部局の事務室にお問い合わせください。



(5) 交通規則と安全運転

日本は左側通行で、沖縄では特定の車線がバスレーンとして規制される時間帯もあります。

常に安全運転を心がけてください。万が一、交通事故が発生した場合は、速やかに**警察（110番）**や**救急（119番）**に連絡してください。

(6) 帰国時の車両処分について

近年、帰国時に車両を放置する学生が増えています。車両を購入した場合は、帰国時に必ず適切な方法で処分してください。放置車両は、地域住民や大学に多大な負担をかけるだけでなく、処分には多額の費用と時間がかかります。責任をもって管理し、帰国前に必ず処分手続きを行ってください。

1 1-8 ごみの処分について

日本では、ごみを種類ごとに分けて出す「分別収集」が求められます。分別方法は市町村ごとに異なるため、住んでいる地域の「ごみの分別収集」パンフレットやウェブサイトを確認し、正しい方法で処分してください。正しく分別しないと、ごみが収集されなかったり、地域でのトラブルの原因になります。

(1) ごみの分類例

- 燃えるごみ：生ゴミ、紙類、ペンなど
- 燃えないごみ：皿、コップ、傘など
- リサイクルごみ（資源ごみ）：新聞紙、ペットボトル、飲料水の缶など
- 有害・危険ごみ：電球、乾電池、割れたガラス、カミソリなど

(2) 粗大ごみ

大型の家電や家具などは「粗大ごみ」に分類され、一般ごみとは異なる収集方法が設定されています。テレビ、冷蔵庫、パソコンなどの処分方法を事前に確認してください。

(3) 不法投棄の禁止

ごみの不法投棄は法律で禁じられており、地域社会に多大な迷惑をかけます。また、大学構内への家庭ごみの持ち込みも厳しく禁止されています。必ず決められた方法で処分し、地域や大学の快適な環境を守りましょう。

(4) レジ袋有料化

環境保護とごみ削減のため、日本ではレジ袋が有料化されています。買い物時にはエコバッグを持参し、プラスチックごみの削減にご協力ください。



12. 卒業時・離日時に必要な手続き

日本出国前の重要な手続きチェックリスト

日本を離れる前に、以下の手続きを必ず済ませましょう。手続きを怠ると、後でトラブルが発生する可能性があるため、ご注意ください。なお、このチェックリストは、生活に関する手続きをまとめたものです。学業に関わる手続きについては、各学部を確認し、必要な手続きを進めてください。

| チェック | 手続き内容 | 詳細 |
|--------------------------|-----------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 転出届の提出 | 居住地の市町村役場で「転出届」を提出してください。 |
| <input type="checkbox"/> | 国民健康保険税の清算 | 市区町村役場で国民健康保険の脱退手続きを行い、保険税の過不足分を精算してください。保険証の有効期限が出国日までに訂正されます。 |
| <input type="checkbox"/> | 銀行口座の解約 | 銀行窓口に通帳、キャッシュカード、在留カードを持参し、解約手続きを行ってください。 |
| <input type="checkbox"/> | 携帯電話・インターネットの解約 | 携帯電話ショップで解約手続きを行い、インターネットの解約も忘れずに行ってください。 |
| <input type="checkbox"/> | 学生寮の退去手続き | 学寮事務室または国際交流会館の事務室で「退寮届け」を受け取り、退去予定日の1か月前までに提出してください。 |
| <input type="checkbox"/> | アパート退去の連絡 | 留学生住宅総合補償制度を利用している場合は、退去予定日の1か月前までに国際教育課へ連絡してください。 |
| <input type="checkbox"/> | 在留カードの返却 | 出国する空港で入国管理官に在留カードを返納してください。 |
| <input type="checkbox"/> | 郵便物の受取停止・転送 | 郵便局窓口で在留カードと出発日が確認できる書類（eチケットなど）を持参し、郵便物の受取停止手続きを行ってください。 |
| <input type="checkbox"/> | 自動車の処分 | 自動車を所有している場合は、譲渡や名義変更を含む処分手続きを行ってください。 |
| <input type="checkbox"/> | マイナンバーカードの返却 | 帰国し日本に戻る予定がない場合は、市町村役場でマイナンバーカードを返納してください。 |

2024年度 外国人留学生ためのガイドブック

発行日 2024年10月1日

発行 琉球大学学生部国際教育課

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

TEL 098-895-8103

Email koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp